

# 受診の際は健康保険証の持参を

オンライン資格確認の本格運用が2021年10月に開始されてから2年が経とうとしている。未だに紐付け誤りを含むトラブルが続出しているが、

別紙様式  
**被保険者資格申立書**

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各欄に必要事項を記入してください。□は、ある場合は欄内に「○」を記入してください。なお、事業所等に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求に必要な範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の支取等に必要となる事項を記入した段階で、適宜に削除します。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無 有効な保険証の交付を受けている

保険種別 社保 国保 後期 その他 わからない

被保険者等名称

事業所名<sup>※1</sup>

保険証の交付を受けた時期(わかる範囲でご記入ください。)

一部負担金の割合<sup>※2</sup>

3割 2割 1割 わからない

※1 保険種別で社保(保険者が健康保険協会、共済組合、全国健康保険協会の専任)、国保(保険者が国民健康保険協会の専任)、その他(保険者が任意加入者)に「○」を記入してください。事業所名(法人の名称)の記入をお願いします。

※2 労務上の区分、または医療機関等が診療報酬請求の方法、一部負担金の割合についてご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なる場合は、後日、保険者から連絡を請求させていただきます。

2 マイナンバーカードの身元事項等

氏名 (フリガナ)

生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

性別 男 女

住所

※3 マイナンバーカードの記載された住所以外の住所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの記載された住所、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくことも、本紙のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの住所に記載された住所と異なる場合は、住所欄に併せてご記入ください。

署名 (患者ご自身の署名)

連絡先電話番号

※5 患者ご自身の署名は、保険者の方から署名された場合にご記入ください。

患者が記入する「被保険者資格申立書」

国は不安払拭のため自治体による全データの総点検を今秋までに終了させることとしている。

一方、医療機関におけるオン資トラブルへの対処法について、厚労省は7月10日に事務連絡を発出した。何らかのトラブルで資格確認ができないことによって患者が10割負担したり、医療機関が患者の申し出通りの負担割合で請求した結果無保険だった場合等に未収金が発生しないよう、本通知に則って対応することとされた。11ページに渡る文書では様々なトラブルへの対応方法が示されたが、通知の冒頭で「医療機関等には、事務的対応以上のご負担はおかけしないようにする」とした前置きからは程遠いほど、医療機関にも患者にも面倒な作業が列記されていた。

例えば、オンライン資格確認で「資

格(無効)」等と表示される場合には、次の①～③のいずれかの方法を取ることが示された。①持ち合わせた健康保険証を確認する、②患者自身のスマホでマイナポータルにアクセスし資格確認ができる画面を提示してもらう、③過去の受診時の資格情報に基づいて請求する。いずれの方法でも資格確認が行えない場合には、「被保険者資格申立書」(以下、申立書)を患者に記入させることで、10割負担ではなく、患者の申し出通りの負担割合で一部負担金を徴収することができる。申立書には保険種別・保険者等名称・事業所名・負担割合等の資格情報および氏名・住所等の個人情報を記入する欄が設けられており、患者は分かる範囲で記入する。医療機関はその内容をレセプト摘要欄に転記し、記号・番号欄は「不詳」で提出する。

過去の受診時の保険資格や申立書の情報によりレセプト請求が行われた場合は、審査支払機関が可能な限り直近

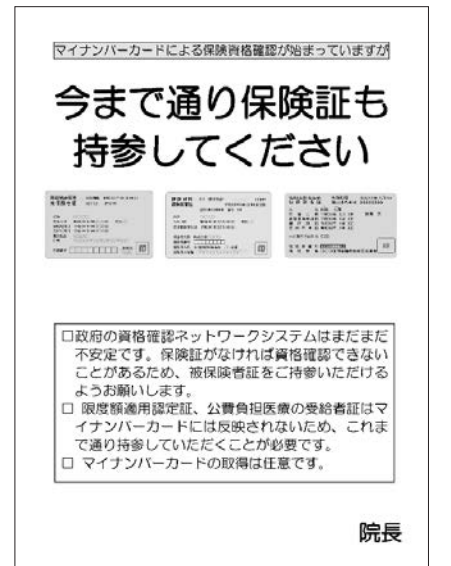
の保険者を特定し、振替請求を行う。万が一特定できなかったり、結果として無保険であったとしても、災害時の取扱いに準じて保険者等で按分して診療報酬が支払われるため、医療機関に返戻されることはない。ただし、特定作業等に時間を要するため医療機関への診療報酬の支払いが遅延する可能性がある。

その他、顔認証機能の不調やマイナカードの汚損など様々なトラブルにおける対処法が示されたが、どの対処法においても、「患者が今まで通り健康保険証を持ち合わせていれば対応可能」であるため、各医療機関においても患者に受診時には健康保険証の持参するよう呼びかけを行うなど対応されたい。

なお、保険医協会では「今まで通り保険証も持参ください」ポスターを会員医療機関に無料配布している。これまでに全国保険医新聞等に同封してきたものと同様だが、再送希望する方は事務局(Tel. 026-226-0086)へご連絡ください。

### ポスターは3種類

- ①「マイナンバーカードによる保険資格確認が始まっていますが、今まで通り保険証も持参してください」(下図)
- ②「マイナンバーカードによる保険資格確認が始まっていますが、当院はシステム整備中のため、今まで通り保険証も持参してください」
- ③「マイナンバーカードによる保険資格確認が始まっていますが、当院ではシステム整備が困難なため、今まで通り保険証も持参してください」



ポスター①

## 【令和5年度社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金】

長野県では現在、社会福祉施設等を対象に省エネルギー効果の高い設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入等を支援する補助金事業を行っている。

申請期限は令和5年9月29日までとされているが、予算額の上限に達し次第受付終了となるので、該当する医療機関は早目に申請されたい。また、「令和4年度社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」の交付を受けている施設・事業所については対象外なので注意が必要。

### 〔補助内容〕

補助の内容	対象設備	補助率等	補助額
省エネ設備の更新	空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、窓(エネルギー管理設備については新設のみ補助対象)	医療機関等の場合※対象経費150万円まで 3分の2以内 対象経費150万円を超える部分	上限500万円 下限50万円 (補助金額が50万円を下回る場合は補助対象外)
再エネ設備の新設(増設は対象外)	木質バイオマスエネルギー利用設備 太陽光発電システム(全量売電を除く)	2分の1以内 出力1kWあたり4万円以内(50kW未満に限る)	

補助対象設備には細かな規定がありますので、県ホームページの別表をご確認ください。

対象者	高齢者施設、障がい福祉施設、保護施設、医療機関(病院、医科診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所)、看護師等養成施設及び薬局の設置者 <b>※令和4年度の同事業の交付決定を受けた事業所・施設の申請はできません</b>
補助対象となる経費	①設備費…補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要経費 ②工事費…補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要経費(補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む) ③処分費…既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要経費
補助対象とならない経費	①設備費…リース料、計測機器又は装置、必要不可欠とは言えない付属機器等 ②工事費…安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等 ③処分費…本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用 ④諸経費… 一般管理費、諸経費(準備費、仮設物費、安全費、保証料、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他)、補助事業経費の積算に関する費用、長野県に提出する申請書類等の作成費用等
申請期限	<b>令和5年9月29日(金)17時必着 メール又は郵送</b> ※予算額の上限に達し次第、事前予告なしで受付終了となります。(8/21現在まだ予算はあると確認)
提出書類等詳細は協会または県のホームページよりダウンロードできます。	
保険医協会ホームページ	<a href="https://nagano-hok.com/unknown/13386.html">https://nagano-hok.com/unknown/13386.html</a>
県ホームページ	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/20220726press.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/20220726press.html</a>

### 社会福祉施設等価格高騰対策支援事業

本紙前号で紹介した物価高に伴う令和5年度の支援事業については、本紙発刊時点ではまだ募集要項等が示されていない。公表され次第、本紙等で案内する。

【参考】支給額は、無床診療所等：9万円、有床医療機関：18万円+病床数×2万円など